

不祥事根絶に向けた取組について

小美玉市立小川南中学校教職員は、法令やルール、マナーを遵守し、強い使命感と責任感、高い倫理観をもって職務遂行に努めます。

令和6年8月

小美玉市立小川南中学校 校長 荘司 宏征

1 体罰の根絶

- 生徒の話を十分に聞いて事実を確認し、支援にあたる。
- 教職員は「報告・連絡・相談・確認」を忘れずに行い、組織（チーム）として対応する。
- 生徒の立場を尊重するなど、人権意識をもって支援する。

2 交通ルールの遵守

- 「飲んだら絶対に運転しない。」という意識を明確にもつ。
- 事故を起こした際には警察・消防・管理職へ連絡し、必要な対応（負傷者の確認等）を行う。
- 時間に余裕をもって行動し、安全運転に心掛ける。

3 わいせつ・セクハラ行為の根絶

- 生徒との適切な距離を保つことや、指導の際には複数の教職員で対応にあたることを徹底する。
- 教室・トイレ・体育館・更衣室等の校内施設については定期的に安全点検を行い、整理整頓することによって盗撮防止の徹底を図る。
- 生徒と私的なメールやライン等のやりとりは行わない。
- 私物のスマホやカメラ等で、生徒の写真撮影は行わない。
- 自分の発言に、相手を不快にさせる言葉が含まれていないかどうか、常に気を付けている。

4 個人情報の取扱い

- 個人情報は、個人で勝手に保有したり持ち出したりしない。やむを得ず持ち出す場合には、管理職に届出をし、必ず許可を得る。
- 個人情報が記載された書類及びデータについては、所定の場所で保管・管理する。

5 学校徴収金の管理と取扱い

- 学校徴収金の管理及び事務処理については複数の教職員で行い、収支事務を迅速かつ適正に行う。
- 学校徴収金の執行状況の定期検査については年3回必ず実施し、事務職員及び管理職が通帳を含めた関係書類と履行結果の突合確認を行い、その結果を明確にする。
- 支払の際、個人のポイントカードやクレジットカード、プリペイドカード等は使用しない。

6 不祥事根絶のための職場づくり

- 常に教職員間で情報交換を行い、十分にコミュニケーションをとることで「風通しのよい職場」「何でも話し合える職場」の醸成を図る。
- 「違和感」を感じた際には、遠慮することなく管理職へ報告・相談する。